

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 刈谷市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>プレクラス(プレスクール)事業</p> <p>○事業の実施主体…刈谷市教育委員会</p> <p>○拠点校の設置 …刈谷市築地町2-15-1 (刈谷市立かりがね小学校内) 刈谷市野田町陣戸池152 (刈谷市立朝日小学校内)</p> <p>○対象児童生徒幼児…日本語が全く理解できず、このまま学級へ入れても、学校生活を送ることは大変困難な状況にある児童生徒幼児。※幼児については、年長児のみとする。 また、通級は10月からの半年間とする。</p> <p>○実施期間…毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>○実施時間…午前8時50分から午後2時50分まで</p> <p>○活動内容…児童生徒に対して、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う。</p> <p>○指導者…令和5年度体制 語学相談員4名(時間額謝礼金者4名 1人×15日×12月×5.5時間) 日本語及びポルトガル語の高い運用能力を有する者1名(教員免許なし) 日本語及びタガログ語の高い運用能力を有する者3名(教員免許なし)</p> <p>○連絡協議会「日本語適応指導教室担当者会」 参加者…市内日本語適応指導教室担当者(主に教諭)計21名と学校教育課1名</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語適応指導教室担当者会 <ul style="list-style-type: none"> 4月 各校の現状を情報交換し、個別の指導計画について理解を深めた。 11月 「外国人児童生徒教育講座」に参加した教員による伝達講習や、愛知教育大学リソースルームの取組紹介、効果的な指導法に関する情報交換を行った。 <p>(2) 学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内2校に日本語初期指導教室を設置し、語学相談員4名が児童生徒の指導にあたった。 ・指導が必要な児童生徒等に対して「特別の教育課程」による指導が実施可能となるよう、教員の基礎定数措置による配置を行った。また、日本語教育指導員を配置し、外国人児童生徒等の指導支援の向上を図った。 <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施のための担当者会(日本語適応指導教室担当者会)を年に2回開催した。 ・日本語教育指導員による各校へのサポートを行った。 <p>(4) 成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語適応指導教室担当者会を開催し、各校の取組や成果を報告した。 <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語初期指導教室に4名の語学相談員を派遣した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
 ・会を通して、各校の取組やそれぞれの悩みを共有することができた。また、日々の指導の改善について示唆を得た担当者も多かった。

- ・ベトナム国籍の児童生徒数が増加しており、今後支援を必要とする可能性が高まる。
- ・今後も各校の取組について共有することで、指導の改善に努めたい。

(2) 学校における指導体制の構築

・日本語が理解できない児童生徒も、学校生活に最低限必要な日本語や生活習慣を身に付けることができた。

・日本語教育指導員が中心となり、市内の学校の取組を共有し、指導体制の充実を図ることができた。

・市内2校に日本語初期指導教室を設置しているが、保護者の送迎が難しく通えないことがある。

・指導が必要な児童生徒等に対して「特別の教育課程」による指導が実施可能となるよう教員を配置していきたい。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラムマネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案できた。

・「特別の教育課程」による指導について、日本語教育指導員を中心に、各校で情報を共有して指導者の資質向上を図ることができた。

・児童生徒の習熟度に見合った適切な指導ができるよう、指導体制や教材等を整備していきたい。

(4) 成果の普及

・関係者で成果と課題を共有し、次年度の取組について検討することができた。

・各校の取組や課題について、年に2回の研修会だけでなく、日本語教育指導員を中心に随時情報共有することで日本語教育の充実を図りたい。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・母語で会話することで、効果的な日本語指導が行えるとともに、児童生徒の心の安定を図ることができた。

・翻訳や通訳によって、きめ細かく保護者対応をすることができた。

・日本語教育を必要とする児童生徒が増えている。また、多言語化している。さらに、各校で突発的に保護者との通訳を必要とする事案が発生することもあり、指導予定を組んでいても、予定通りに進まないことがあった。語学指導員や語学相談員の増員について予定しているが、支援・指導体制について、今後も検討していく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	32人 (6校)	19人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		32人 (6校)	19人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語指導員や語学相談員の増員による教室運営の拡充と多言語化への対応
- ・タブレット端末を活用した指導の充実

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。